



## Tax & Legal Services Newsletter

### タイ

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。

日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 海外電子サービスプロバイダーの VAT 課税

2020年6月9日に、歳入法の改正案が閣議決定されました。これにより、タイ国内の顧客に電子サービスを提供する海外のサービスプロバイダーに VAT が課されることとなります。海外サービスプロバイダーがタイ国内で VAT 登録を行っていない者に電子サービスを提供し、当該サービスがタイ国内で使用されている場合、海外サービスプロバイダーはタイで VAT の登録を行う必要があり、タイでの当該サービスからの収入が年間 180 万タイバーツを超過する場合は VAT を支払うこととなります。海外サービスプロバイダーが国外のデジタルプラットフォームを介してタイの受領者に電子サービスを提供している場合、当該国外デジタルプラットフォームの所有者はタイで VAT の登録を行う必要があります。さらにタイで国外デジタルプラットフォームによって生じた収入が年間 180 万タイバーツを超過する

場合は VAT を支払うこととなります。改正案の狙いは、国内および海外のサービスプロバイダーの公正な競争と公正な VAT の関税関係を促進することです。改正案によると、例えば、海外サービスプロバイダーの支払う VAT は、Input VAT を差し引かない Output VAT の金額であり、海外サービスプロバイダーはタックス・インボイスの発行を禁止されています。

## 土地建物税の 90% 軽減

2020 年 6 月 2 日に、農業、住居、また又は他の特定の目的で使用されている土地と建物、及および未使用の土地と建物について 2020 年課税年度の土地建物税を 90% 軽減する法案を閣議決定しました。

## 教育を奨励するための税制措置

2019 年 5 月 31 日付勅令第 681 号により、国立教育機関および適格の私立学校への金銭また又は資産の寄付寄附に関して、所得税、付加価値税、特定事業税および印紙税が免除されていました。ただし、この免税は私立学校を管轄する法律に基づく非公式な学校、また又は条約あるいはタイ政府と国連専門機関の間の合意に基づき設立されたタイ国内の教育機関への寄付寄附には適用されませんでした。さらに、この免税は歳入局の電子プラットフォーム（e-Donation platform）を介した寄付寄附にのみ適用され、2019 年 12 月 31 日に終了しました。しかし、更なる教育支援の寄付寄附を奨励する目的で、タイ閣議において 2020 年 6 月 2 日に新たな措置が閣議決定され、電子プラットフォーム e-Donation Platform を介して行われた上述の寄付寄附に関する税務優遇を、2020 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに遡及的に延長することになりました。

## 移転価格開示フォームの提出期限の延長

2020 年 5 月 29 日に、歳入局の電子プラットフォームを介して移転価格開示フォームを提出する場合の提出期限を延長する通達が財務省から公表されました。移転価格開示フォームは、通常、会計年度の最終日から 150 日以内に提出する必要があります。しかし、今回公表された通達により、2020 年 1 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日の期間に提出期限が到来する場合、電子プラットフォームによる提出に限り、提出期限がさらに 8 日間延長されます。この延長は、電子プラットフォームを介して提出される移転価格開示フォームとその修正にのみが対象となります。

## 農業目的で使用される土地の基準

2020 年 1 月 30 日に内務省および財務省は、土地建物税法（仏歴 2562 年）に関連する通達を公表しました。この通達では「農業で使用される土地」として分類されている土地の所有者が従うべき最低限の要件が規定され、農耕、植栽、畜産の最低必要量などが定められています。

## スーパー セービングス ファンドへの投資に関する個人所得税の所得控除

2020 年 6 月 11 日付歳入局長官通達第 376 号は、スーパー セービングス ファンドへの投資に関する個人所得税の所得控除の規則を定めています。この通達によると、所得控除を利用するには、購入された口数が次のような投資方針を有するファンド、つまり、純資産価値の 65% 以上をタイ証券取引所に上場している証券に投資しているファンドに投資してはなりません。所得控除の対象となる投資総額は 20 万タイバーツが上限額となります。さらに、投資口数は 2020 年 4 月 1 日から 2020 年 6 月 30 日の間に購入され、購入日から 10 年以上、納税者が保有する必要があります（障害又は死亡による投資の払戻しの場合は除きます）。

## 電子プラットフォームを介した納税申告・納税規則

2015 年 2 月 10 日付歳入局長官通達によると、納税申告書が歳入局の電子プラットフォームを介して提出される場合、これに該当する納税は歳入局事務所でのみ行うことができました。しかしながら、2020 年 6 月 17 日に歳入局長官は新たな通達（第 17 号）を発表し、歳入局の電子プラットフォームを使用した納税申告の場合は電子支払のみで納税できると決めました。

**Anthony Visate Loh**

**International Tax & Legal**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

**Mark Kuratana**

**Global Employer Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

**Chairak Trakhulmontri**

**Transfer Pricing**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

**Stuart Simons**

**Transfer Pricing**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

**Darika Soponawat**

**Business Tax (Tax Compliance)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsoponawat@deloitte.com

**Thirapa Glinsukon**

**Business Tax (Tax Compliance)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159

Email: tglinsukon@deloitte.com

**Dr. Kancharat Thaidamri**

**Transfer Pricing**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

**Nu To Van**

**Indirect Tax (Customs & VAT)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

**Korneeka Koonachoak**

**Business Tax (Value Chain Alignment)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kkoonachoak@deloitte.com

**Wanna Suteerapornchai**

**Business Tax (M&A)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

**About Deloitte Thailand**

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2020 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.

To no longer receive emails about this topic please send a return email to the sender with the word “Unsubscribe” in the subject line.